

中央大学 会計人会 会報

発行所 中央大学会計人会

〒116-0003 東京都荒川区南千住5-25-14

税理士法人 荻野会計事務所内

発行人 会長 荻野弘康



国に税金を払わない大企業リストの公表

—税負担状況の実像を踏まえ核心を衝いた改革を—

中央大学名誉教授・商学博士 富岡幸雄

1 税金を払っていない大企業の真実の 実態を分析することが不可欠の前提

—驚くほど軽い大企業の法人税の負担の実態
解明が先決—

いま、政府関係機関で行われ、マスコミで報じられている法人税改革は、日本の法人税の税負担が国際的に比較して高いかという認識を大前提として出発し、これにどのように対応するか、という発想にたっているようですが、これらは、すべて重大な誤りばかりです。

関係者により議論されていることは、問題の核心を衝いておらず、「的はずれ」だということを指摘しておきましょう。

(1) 「法人実効税率」という用語の誤りからスタートしている

まず、最初に法人税の「実効税率」という用語に誤りがあります。税率引き下げの対象となる税率は、税法上において定められている税率のことですから正しくは「法定税率」、より厳密には「法定正味税率」というべきです。

実効税率というのは、個別の企業が現実には稼得した企業利潤に対する実際の納税額の負担割合であり、「実効税負担率」と呼称すべきものです。

法人税の表面的な「法定正味税率」のことを多くの場合に「法人税の実効税率」などと言うのは、マスコミによる誤用から始まったことであり、困った現象であり事態を混乱させています。

(2) 法人税の真の負担状況に関する専門技術的分析が必要である

いま行われている議論は、果たして「法人税の真の実態」を論理的な専門的技術的に十分な分析をした上でのものではないということです。真の実効税負担率が、どうであるか、その実相について科学的分析を前提とすることが何よりも大事です。

マクロ的な概括的観察ではなく、ミクロ的に個別の企業の実際の税負担状況を分析し、その実相を踏まえることにより現行の法人税制のどこに真に改革すべき

問題点があるかが判明するのです。

(3) 高いのは「法定税率」であり、「実効負担率」は驚くほど軽いのである

日本の法人税制で高いのは表面的な「法定正味税率」であり、経済的な意味での「実効負担率」は極めて低いのが一般的です。

経済界や世間では、日本の法人税は高いと云っていますが、本当に大企業は驚くほど軽い税金しか払っていないのが実態です。

特に、グローバル巨大企業の地球的スケールでの税逃れ現象は目に余ります。

これに反し、中小企業は、限りなく法定税率に近い税負担を課されています。

(4) 政策税制である租税特別措置が特定大企業への特権的優遇税制化している

政策税制による傾斜減税が租税特別措置での「隠れた補助金」として特定産業や特定業種の大企業への特権的優遇税制化し固定化して課税の空洞化を生じさせています。

租税特別措置による政策減税での優遇税制を存置したまま法定税率の引き下げによる一般減税をも要求することは理不尽なことです。

(5) 基本税制である法人税法本体にも課税ベースの空洞化要因が内在している

巨額な受取配当収益を二重課税排除の名のもとに課税対象外としている論拠と

なっている法人企業の経営実態から遊離した非現実的な法人税制の基本的仕組みに固執しています。

また、複雑な税務会計のメカニズムの中に埋没しているばかりでなく、企業経理の段階にも潜在的に滲透している損金概念の拡大化を招来している計算構造が存在しています。

(6) グローバル企業の税逃れを許す国際課税の欠陥が放置されたままになっている

多国籍企業の世界的スケールでの税逃れの工作を許している国際課税の仕組みの中に多様化し錯綜しながら内在している欠陥に対する是正策が停滞化したままです。

国際二重課税の排除を目的とする外国税額控除制度の欠陥の活用や、タックス・ヘイブンの濫用と移転価格操作での税源の海外流出が放置されています。このように、タックス・ヘイブンの活用とトランスファー・プライシングの利用を複合化した多数の国を渡り歩いての世界的スケールによる巧みな租税回避操作が展開されているのです。

(7) 課税ベースの拡大が意図されているが歪みの是正による公正化が緊要である

法人税率の引き下げによる減収を補填する代替財源として「課税ベースの拡大」が企てられていますが、課税ベースのあり方についての検討は、すべからく税務会計学原理をメルクマークとする課税ベースの歪みの是正による「公正化」

表	業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い主な大企業
----------	-----------------------------------

－ 2013年3月期の法定正味税率38.01%の時期－

社名	区分		2013年3月期		
	連単	事持	税引前利率 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
三井住友FG	単	持	147,985	3	0.002
ソフトバンク	単	持	78,885	5	0.01
みずほFG	単	持	241,897	226	0.09
三菱UFJFG	単	持	188,699	577	0.31
みずほコーポレート銀行	単	事	257,773	6,714	2.60
みずほ銀行	単	事	263,198	8,980	3.41
ファーストリテイリング	単	持	75,653	5,233	6.92
オリックス	連	事	172,518	21,001	12.17
三菱東京UFJ銀行	単	事	877,468	109,342	12.46
麒麟HD	単	持	95,940	11,995	12.50
ANAHD	連	持	70,876	9,294	13.11
住友商事	連	事	319,021	43,139	13.52
三菱重工業	連	事	155,448	26,059	16.76
小松製作所	単	事	83,177	15,606	18.76
富士重工業	連	事	93,082	17,566	18.87
丸紅	連	事	247,543	47,810	19.31
ニコン	連	事	61,856	12,081	19.53
日産自動車	連	事	516,714	105,659	20.45
サントリーHD	連	持	285,826	60,488	21.16
阪急阪神HD	連	持	62,192	13,701	22.03
住友金属鉱山	単	事	88,376	19,778	22.38
京セラ	単	事	68,802	16,139	23.46
デンソー	単	事	196,134	47,468	24.20
伊藤忠商事	連	事	311,112	78,421	25.21
本田技研工業	連	事	488,891	125,724	25.72
キャノン	連	事	347,604	91,297	26.26
東京瓦斯	単	事	114,243	31,281	27.38
三井不動産	単	事	64,654	17,720	27.41
信越化学工業	単	事	87,024	24,130	27.73
トヨタ自動車	連	事	1,403,649	391,678	27.90
武田薬品工業	単	事	203,531	58,294	28.64
スズキ	連	事	139,403	40,405	28.98
日立製作所	連	事	344,537	104,422	30.31
ソニー	連	事	245,681	75,734	30.83
三井住友銀行	単	事	665,400	209,704	31.52

- (注1) 「実効税負担率」が著しく低い業績良好な主要な巨大企業の実態につき試算した調整結果を表示している。
- (注2) 法人税率は、2011(平成23)年12月改正により基本税率が30%から25.5%に引き下げられ、国税の法人税と地方税の法人事業税、住民税の総合計負担率である「法定正味税率」が、これまでの40.69%から2013年3月期は38.01%に軽減された。
このため本調査においては、法定正味税率が軽減された後の2013年3月期につき実施している。
- (注3) 「実効税負担率」の算出にあたり、原則として有価証券報告書等において「法人税等調整額」あるいは「繰延税額」等として表示されている数値を加味しないで「法人税、住民税及び事業税」(法人税等還付税額、過年度法人税等を含む)、つまり「法人税等」によるものとして試算している。
- (注4) 「実効税負担率」は、次により算出している。
法人税等÷税引前利益=実効税負担率
- (注5) この調査は、企業の真実に近い税負担状況を検証するものであるから、法人税制においては、個別企業が個々に申告する単体納税申告方式によることも、所定のグループ企業全体が連結して申告する連結納税申告方式によることも選択的に認められているため、あくまでも当該法人が選択している申告方式によるものとしている。
このため、単体納税申告方式を採用している企業については、グループ全体の業績のスケールを知ることができないので、「税引前利益」欄には、連結損益計算書上に示されている「税引前利益」を併記して表示することとしている。
- (注6) 連単区分
① 「連」は、連結納税制度を適用している会社であり、連結損益計算書の数値に基づき「実効税負担率」を算出している。
② 「単」は、連結納税制度を適用していない会社であり、単体の損益計算書の数値に基づき「実効税負担率」算出している。
- (注7) 事持区分欄の「事」は、事業会社であり、「持」は持株会社の略称である。
- (注8) 持株会社の社名の略称
①HD(ホールディングス)
②FG(フィナンシャル・グループまたはフィナンシャルグループ)
- (注9) 「実効税負担率」は、%の少数2位未満を四捨五入している。

が本筋です。まず、タックス・イローションやタックス・シェルターを無くすことを目指すべきです。

財源漁りのために課税ベースを場当たりに膨らませ、ますます歪めさせて、その「妖怪化」を招き法人税制を崩壊させてしまってはなりません。

(8) 高度の行き過ぎた節税スキームへの対抗策の法整備が急務である

民法上の任意組合、投資事業有限責任組合、日本版LLP、商法上の匿名組合、信託、特定目的会社、投資法人、企業組合等を活用しての税逃れスキームが造出されています。

また、複雑多様な会計操作の活用や、法技術の錯綜したテクニックを駆使しての巧みな手法による税逃れが横行しています。

さらに、デリバティブを活用した複雑な金融派生商品の造出や、税逃れの金融操作と投資ストラクチャーの操作の横行をはじめ狡猾なゼロ・タックス避税スキームの活用や、その他の巧妙な多種多様な手法が活用されています。

2 業績が良いのに「実効税負担率」が著しく低い大企業の実名と実態

一徹底調査で分った「法人税を払っていない大企業」の実相一

日本の法人税の実際の負担状況が、どのようになっているか、につき、その真相を明らかにするために、マクロ的分析にとどまらず、ミクロ的に個々の企業が実際に、どのような税負担になっているかを具体的に分析するため壮大な調査研究をしてみました。

経済界やマスコミでは、「日本の法人税は高い」と、大合唱しているので、日本の産業界を代表する有力な主要企業のうち好業績の企業につき調査しました。その結果は、「表」のように驚くべき実態が判明しました。

2013年3月期の「法定正味税率」は38.01%であるのに「実効税負担率」は非常に低く、10%未満の企業もかなりあり、20%未満の企業が圧倒的に多く、比較に多くの法人税を払っている著名な企業でも20%台が大部分で30%には達していません。

実効税負担率とは、「税引前利益」を分母に、「法人等納付額（「法人税、住民税および事業税」の合計）」を分子にとって、法人所得課税のおよその負担率を算出したものです。

3 大事なことは問題の核心を衝き 「的」をはずさない法人改革が緊要

一本質を誤り悔を千載に残すことのないことを求める—

庶民の生活を直撃する逆進性の強い酷税である消費税が大幅に増税されているのに、大きく儲かっている大企業の税金である法人税を減税することは、税の論理からも大きく矛盾しており、国民も納

得し難いことです。

政府税制調査会をはじめ関係者が法人税率の引き下げが必要だと主張しているのは「日本の法人税率が国際相場より高いためである」とする認識から出発しています。しかし、このことが大きな誤りであることは前掲の実効税負担の企業リストの「表」により明確に論証されていますと考えます。

このことは、私が、これまで明言してきているように、日本の法人税で高いのは、表面的な法定税率であって、欠陥税制により大企業の実効「実効税負担率」は驚くほど軽いのであり、「国に税金を払わない大企業」の巨大な一群が存在しているのです。その主たる要因は、課税ベースに抜け穴による大きな欠陥があり、歪められ縮小化し空洞化しているからです。

租税は、納税者国民の租税負担能力に応じて適正に、しかも、公正にその負担を求めなければなりません。このため、公正な税制を構築するためには、いかなる税目を選択し、どの程度の税率を設置するかも重要ですが、何よりも最大のポイントは、課税の基準となる課税ベースが真の意味において論理的に正常な姿によって形成されているか否かにかかっているのです。

税務会計学研究は、この課税ベースの本質の究明と、その計測に関し専門技術的に科学的研究を進め、そのあり方の基準となる「税務会計原則」を鮮明にし、税制改革のメルクマークとなる具体的指針を提供している学問研究です。

日本の法人税の真の本格的な実態を精

細に分析し、その実相を解明するためには、税務会計学的研究による独自の成果と手法を活用することが不可欠です。真実の税負担状況の実相の解析結果を踏まえないで、表面的な観察だけでムートの議論が進められ、誤った改革が行われる危険を防がなくてはなりません。

すべからく、法人税改革にあたり、焦点の置き処を間違わないで、徹底的に問題の核心を衝いた正しい議論が行われることを強く望みたいのです。

[付記—最近公表の文献を参照して下さい]

日本の法人税制の実際が、いかに不公正極まりなく重大な欠陥があり、特にグローバル企業である巨大企業が日本という国に税金を払っていない実態を明らかにしてきました。

巨大企業の課税の空洞化の実態について、最近においては、次の文献により明らかにしてきています。

- ①「課税にみる大企業の国家帰属からの離脱現象—国家財政の危機と国民経済の衰退を招来」『商学論纂』（中央大学商学研究会、第53巻第5・6号、2012年3月）
- ②「税金を払っていない大企業リスト—隠された大企業優遇税制のカラクリ」『文藝春秋』（第90巻第8号、2012年5月号）
- ③「法人税を下げる前に企業長者番付の復活を一徹底調査で分かった、法人税を払っていない「大企業の実名」」『文藝春秋』（第91巻第10号、2013年9月号）
- ④「国を棄て税金を払わない巨大企業—法人課税の空洞化で税制崩壊」『商学論纂』（中央大学商学研究会、第55巻第3号、2014年3月）
- ⑤「法人税改革の焦点は何か—課税ベース

の空洞化が急務」『税経通信』（第69巻第1号、2014年1月号）

- ⑥「迫っている法人税減税の危険性—消費税増税と法人税減税のセット論のまやかし」『税制研究』（税制経営研究所、第65号、2014年2月）

税務会計学研究における新しい地平における進展である「税務検証論」（検証税務会計学）として、①は、基本的考察です。これに続く②は、マクロ的アプローチで、③は、ミクロ的アプローチです。次いで、④は、総合的考察による論述、⑤は要約版であり、⑥は、消費税増税おの関連を論じています。

■プロフィール

富岡幸雄（とみおか ゆきお）

旧制横浜高商（現横浜国立大学経済学部）在学中に学徒出陣。国税庁に勤務しながら1950年中央大学法学部卒業、同大学院商学研究科修了。60年中央大学商学部助教授、65年教授。67～68欧米留学、この間、約1年、米国カリフォルニア大学ロスアンゼルス校（UCLA）大学院のビジネス・スクールの客員教授。中央大学経理研究所長、放送大学客員教授、日本商工会議所税制委員、通産省中小企業承継税制問題研究会座長、政府税制調査会特別委員を歴任。

現在、富岡総研代表、税務会計研究学会顧問、日本税務会計学会顧問、中央大学会計人会顧問。中央大学名誉評議員。

【主要著書】

『税務上の損益計算』（1951年・岩崎書店）、『税務損益論』（1955年・日桃書房）、『租税節約の話』（1959年・中央経済社）、『税務会計学』（1978年・森山書店）、『決算政策の税務管理』（1979年・税務経理協会）、『税務会計体系・全7巻（編）』（1984年・ぎょうせい）、『背信の税制』（1992年・講談社）、『歪んだ「税」を斬る』（1993年・徳間書店）、『税制再改革の基本構想』（1994年・ぎょうせい）、『事業推進型承継税制への転換』（2001年・ぎょうせい）、『税務会計学原理』（2003年・中央大学出版部、日本会計研究学会2004年度太田・黒澤賞受賞）、『新版・税務会計学講義（第3版）』（2013年・中央経済社）